

第三十七号の九様式(第六条の二十一関係)(A4)

特定建築物調査員資格者証返納命令書

第 年 月 日 号

様

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、特定建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)